

被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書

本年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になるとともに、広範囲にわたって多数の住宅が被害を受けました。被災者の生活再建に向けた支援は急務です。そのためにも、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに創設された被災者生活再建支援法の更なる改善が求められています。

被災者生活再建支援制度が「全壊」及び「大規模半壊」等に限定されていることや、支援金が2007年に最大300万円に引き上げられましたが、この間の建設資材に値上がりなどもあり、住宅再建には不十分です。阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など日本国内では大規模な地震が発生し、近年は豪雨災害も相次いでいることを踏まえると、被災者の生活を再建するための制度の拡充が急がれます。

よって、政府に対し、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を急ぎ拡充し、能登半島地震で被害にあわれた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月18日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣